特優賃ハッピー応援プラン(ハッピー応援プランミニ)の入居促進概要(適用開始:H27.5.1~)

	特優賃ハッピー応援プラン・ 特優賃ハッピー応援プランミニ			
	新婚ネオライフプラン	子育て安心プラン	シルバー同居交流プラン	生活ラクとくプラン
目 的	少子化の進展に対応し、特優賃の立地 特性を生かして新しい世帯の独立を支 援することを目的とする。	少子化の進展に対応し、平均専有面積 が65㎡を上回る特優賃の面積特性を生 かして子育て世帯を支援することを目的 とする。	高齢化の進展に伴い、施設介護から在 宅介護への転換が図られるなか、老親を 扶養する世帯を支援することを目的とす る。	
期間	終 期 : 公社による特優賃管理期間終了まで			
	①上記期間に対象団地へ新規入居申込みをする世帯。(共通)			
対象者(対象資格)	②契約時点で婚姻成立後2年以内の世帯、もしくは契約日から3か月以内に 入籍可能な婚約中の世帯。	②契約時点で中学校卒業前の子供を扶養し、同居する世帯、または資格審査時点で、母子手帳により出産予定が確認できる世帯。※出産予定の場合は出産後、適用。	②60歳以上の親と同居するために新た な賃貸住宅を必要とする世帯。	②他3プランが適用されない世帯。
対 象 団 地	ハッピー応援プラン対象団地 37団地(借上型 31団地/直接型 6団地) ハッピー応援プランミニ対象団地 17団地(借上型 13団地/直接型 4団地) (詳細は別紙プラン一覧表参照)			
補助內容	①一般入居者負担額に対して、月額20,000円(生活ラクとくプランは10,000円)を限度に補助する。 ※特優賃ハッピー応援プランミニ対象住宅については、月額10,000円(生活ラクとくプランは5,000円)が限度となる。 ②入居者負担額の最低負担限度額は月額50,000円(共益費は含まない。)とする。 ③借上型特優賃の補助期間は、適用資格を確認した後、翌月から対象団地の特優賃管理終了時(特優賃の用途廃止又は、借上契約の解除の時を含む。)までとする。 ④直接型特優賃の補助期間は、適用資格を確認した後、翌月から60か月、対象団地の特優賃管理期間が60か月に満たない場合はその期間とする。 ⑤複数の資格に該当する場合でも、いずれか1プランのみの適用とする。 ⑥期間中において、対象団地が変更となる場合があります。 ⑦アメニティコート甲子園Ⅱの2DKはハッピー応援プランミニ、2LDK及び3LDKはハッピー応援プランの対象とする。 ⑧ダイヤステージ芦屋はフラット入居者負担額の対象団地であるが、ハッピー応援プランミニを併用することができる。			
補助の開始と終了	①入居月(月途中の入居の場合は、翌月)	から所定の期間で補助する。(日割補助は行	「たわない。)また、退去時も日割補助は行わな	<i>١</i> ٠.
資格の確認	①入籍条件は、入籍後の戸籍謄本・抄 本又は住民票により確認する。	①課税証明書、住民票等により確認する。 ②資格審査時に母子手帳により確認した場合は、出生後の住民票により確認する。	①入居後の入居者全員の住民票により 確認する。	①入居後の入居者全員の住民票により 確認する。
留 意 事 項	①結婚予定での入居の場合、入籍を確認後の翌月から補助を開始する。 ②単身で申込み、入居後に結婚・入籍した場合は、補助の対象としない。 ③当プランの補助交付期間中であっても、婚姻関係が無くなった場合は、その該当月から補助を打ち切る。	①出産予定での入居の場合、子供の出産確認後の翌月から補助を開始する。 ②当プランの補助交付期間中であっても、対象となる「子」が転出、死亡した場合は、その該当月から補助を打ち切る。 ③一般申込により入居した後に、出生や養子縁組等により「子」と同居する場合は、補助の対象としない。	①一般申込により入居した後に、「親」と同居する場合は、補助の対象としない。 ②当プランの補助交付期間中であっても、「親」が転出、死亡した場合は、その該当月から補助を打ち切る。 ③同居する「親」とは、契約者又は、その配偶者の親とする。	①資格審査時に「新婚ネオライフ」、「子育て安心」、「シルバー同居交流」に適合しないと判断すれば「生活楽とく」を適用する。
共 通 事 項	①現に公社特優賃に入居している世帯は、対象としない。 ②理由の如何を問わず、当該住戸の「特優賃の認定が取り消された場合」には補助を打ち切る。 ③不正等により補助を受けていることが判明した場合には、その時点まで遡って補助金相当額を請求する ④申込み後、3か月以内に契約(入居)できる世帯を対象とする。			